Ｄ２４１　神経・筋検査判断料　180点
注　神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月１回に限り算定するものとする。
Ｄ２４２　尿水力学的検査
１　膀胱内圧測定　260点
２　尿道圧測定図　260点
３　尿流測定　205点
４　括約筋筋電図　310点
（耳鼻咽喉科学的検査）
Ｄ２４３　削除
Ｄ２４４　自覚的聴力検査
１　標準純音聴力検査、自記オージオメーターによる聴力検査　350点
２　標準語音聴力検査、ことばのききとり検査　350点
３　簡易聴力検査
イ　気導純音聴力検査　110点
ロ　その他（種目数にかかわらず一連につき）　40点
４　後迷路機能検査（種目数にかかわらず一連につき）　400点
５　内耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）、耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）　400点
６　中耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）　150点
Ｄ２４４－２　補聴器適合検査
１　１回目　1,300点
２　２回目以降　700点
注　補聴器適合検査は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、患者１人につき月２回に限り算定する。
Ｄ２４５　鼻腔通気度検査　300点
Ｄ２４６　アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査　100点
Ｄ２４７　他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査
１　鼓膜音響インピーダンス検査　290点
２　チンパノメトリー　340点
３　耳小骨筋反射検査　450点
４　遊戯聴力検査　450点
５　耳音響放射（ＯＡＥ）検査
イ　自発耳音響放射（ＳＯＡＥ）　100点
ロ　その他の場合　300点
Ｄ２４８　耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定　450点
Ｄ２４９　蝸電図　750点
Ｄ２５０　平衡機能検査
１　標準検査（一連につき）　20点
２　刺激又は負荷を加える特殊検査（１種目につき）　120点
３　頭位及び頭位変換眼振検査
イ　赤外線ＣＣＤカメラ等による場合　300点
ロ　その他の場合　140点
４　電気眼振図（誘導数にかかわらず一連につき）
イ　皿電極により４誘導以上の記録を行った場合　400点
ロ　その他の場合　260点
５　重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査　250点
注　５について、パワー・ベクトル分析を行った場合には200点、刺激又は負荷を加えた場合には１種目につき120点を加算する。
Ｄ２５１　音声言語医学的検査
１　喉頭ストロボスコピー　450点
２　音響分析　450点
３　音声機能検査　450点
Ｄ２５２　扁桃マッサージ法　40点
Ｄ２５３　嗅覚検査
１　基準嗅覚検査　450点
２　静脈性嗅覚検査　45点
Ｄ２５４　電気味覚検査（一連につき）　300点
（眼科学的検査）
通則
コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、区分番号Ｄ２８２－３に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。
Ｄ２５５　精密眼底検査（片側）　56点
Ｄ２５５－２　汎網膜硝子体検査（片側）　150点
注　患者１人につき月１回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、区分番号Ｄ２５５に掲げる精密眼底検査（片側）、Ｄ２５７に掲げる細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）又はＤ２７３に掲げる細隙燈顕微鏡検査（前眼部）に係る費用は所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２５６　眼底カメラ撮影
１　通常の方法の場合
イ　アナログ撮影　54点
ロ　デジタル撮影　58点
２　蛍光眼底法の場合　400点
３　自発蛍光撮影法の場合　510点
注１　使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。（１のロの場合を除く。）
２　広角眼底撮影を行った場合は、広角眼底撮影加算として、100点を所定点数に加算する。
Ｄ２５６－２　眼底三次元画像解析　200点
注　患者１人につき月１回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った、区分番号Ｄ２５６の１に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２５７　細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）　112点
注　使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
Ｄ２５８　網膜電位図（ＥＲＧ）　230点
Ｄ２５８－２　網膜機能精密電気生理検査（多局所網膜電位図）　500点
Ｄ２５９　精密視野検査（片側）　38点
Ｄ２６０　量的視野検査（片側）
１　動的量的視野検査　195点
２　静的量的視野検査　290点